

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

第10次へき地保健医療計画等の策定について

へき地保健医療対策については、第9次へき地保健医療計画が平成17年度をもって終了し、平成18年度から平成22年度までの5か年を計画期間とする「第10次へき地保健医療計画」を策定するところである。これまで取り組んできた第9次までのへき地保健医療計画では、国が都道府県に対しその方針を示すものとして策定してきたところであるが、第10次へき地保健医療計画は、これまで以上にへき地保健医療の充実を図るため、国が示す策定指針に基づき、都道府県ごとに地域の実情に応じたへき地保健医療計画を策定することとする。

また、第9次へき地保健医療計画においては、これまで、無医地区等の医療の確保を支援するへき地医療支援機構、へき地医療拠点病院等の体制を整備してきたところであるが、一方で、所在する地域の医療の確保も担っているへき地医療拠点病院において、医師をはじめとした医療従事者の確保が厳しい状況であると指摘されている地域もあり、当該地域における医療が十分に確保されなければ、へき地における医療の確保にも影響を与えかねない状況である。このため、へき地保健医療対策の対象とならない地域のうち、過疎地域等、医師をはじめとした医療従事者の確保を必要とする地域については、初期救急医療及び入院対応が必要となる救急医療を、都道府県が主体となって、24時間365日確保できる体制を構築すること等の対応が求められる。

については、別添のとおり「へき地保健医療対策等について」をもとに、各都道府県におかれては、「第10次へき地保健医療計画」及び「医師をはじめとした医療従事者の確保を必要とする地域への対応方針」を策定の上、その内容を平成20年度までに医療計画に反映していただき、その実情に応じたへき地保健医療対策を推進されるようお願いする。